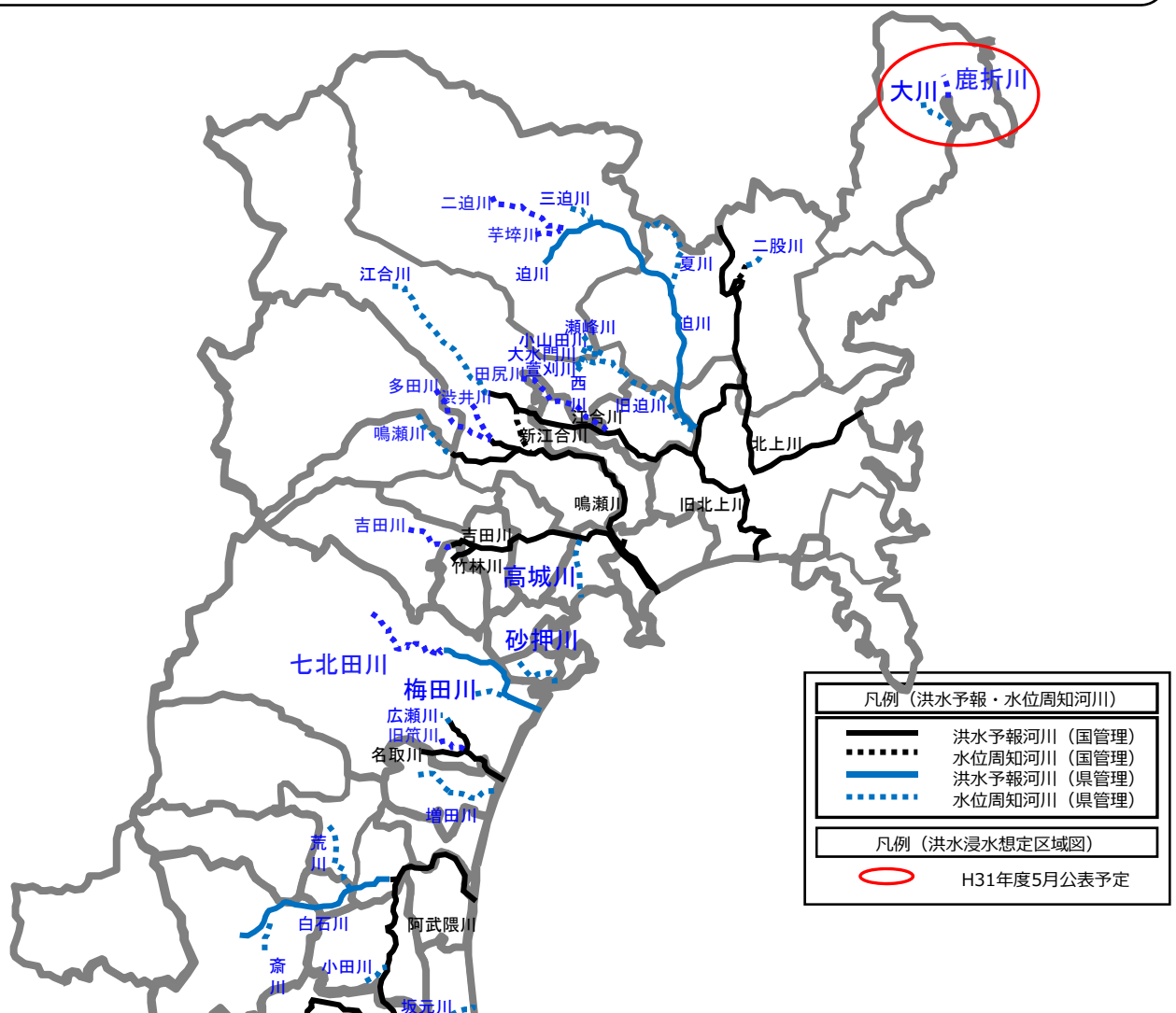


洪水浸水想定区域図の作成状況

【経緯】

- ▶ 近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、想定を超える大規模な氾濫や**水害の激甚化**が想定されており、施設計画を超える豪雨が発生した場合など「最悪の事態」を想定して、人命を守り、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが必要となっています。
- ▶ 平成27年5月に水防法の改正を踏まえ、現行の河川整備の将来計画とする「計画規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域から、**「想定し得る最大規模」の降雨を前提とした洪水浸水想定区域**を新たに公表することとなりました。
- ▶ 水防法では、国及び都道府県が指定する洪水予報河川と水位周知河川について洪水浸水想定区域図を指定し公表することとされています。宮城県では、水防法に基づき指定された区間に加えて、一部の支川等も含めた参考図面を作成し、公表しています。



- ▶ 県管理河川では、平成30年5月31日までに洪水予報河川の七北田川等において、想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、告示・公表しました。
- ▶ 気仙沼・南三陸圏域においては、**平成31年出水期までに、水位周知河川である大川及び鹿折川について**、告示・公表予定です。
- ▶ 引き続き、水位周知河川の追加指定等について、市町村の意向も伺いながら、検討を進めていきます。